



第34回 相続税がかかる人と財産

ぶぎん地域経済研究所 顧問税理士

杉山 秀夫 (関東信越税理士会大宮支部)

大井賀津子 (関東信越税理士会川越支部)



今年の1月に父が亡くなりました。相続人は母と私、弟の計3名です。父と母は日本に住んでいますが、私は15年前にイギリス人と結婚し、その時からイギリスの父所有の家に住んでいます。また、弟は、カナダの会社に就職し、5年前からカナダ本社勤務となり家族と一緒にカナダで生活しています。父の遺産は約2億円ですが、私はイギリスの家、弟は現金2,000万円、残りすべてを母が相続します。海外に住んでいる私たちにも日本の相続税がかかるのでしょうか。



今月は海外にお住まいの方から相続税に関するご質問です。

相続税についてはこれまでも何度かご説明したように、相続税がかかる財産の額が次の基礎控除額以下であれば相続税はかかりません。

$$\text{基礎控除額} = 3,000 \text{ 万円} + 600 \text{ 万円} \times \text{法定相続人の数}$$

ご質問のように相続人が海外に住んでいらっしゃる場合でも日本国内にある財産を相続又は遺贈(以下「相続等」といいます。)で取得した場合には、相続税がかかります。しかし、国外にある財産についてはかかる場合とかからない場合があります。

国外財産も含め相続等で取得した財産すべてが相続税の対象となる人を「無制限納税義務者」といい、日本国内にある財産のみが相続税の対象となる人を「制限納税義務者」といいます。

では、どのような人が無制限納税義務者になるのか、また、制限納税義務者になるのでしょうか。

1 無制限納税義務者

無制限納税義務者には居住無制限納税義務者と非居住無制限納税義務者があります。

(1)居住無制限納税義務者 (図表のA部分)

原則として相続開始のときに日本国内に住所がある人を「居住無制限納税義務者」といい、取得した財産のすべてが相続税の対象となります。

ほとんどの方がこの居住無制限納税義務者に該当しますが、住所が国内にあっても一時居住者^{*1}の場合には下記2の「制限納税義務者」になる人もいます。

(2)非居住無制限納税義務者 (図表のB部分)

相続開始のときに国内に住所はないが、次のいずれかに該当する人を「非居住無制限納税義務者」といい、取得したすべての財産が相続税の対象となります。

イ 日本国籍があり、相続開始前10年以内のいずれかのときに国内に住所がある

ロ 上記イに該当しなくても被相続人が国内に住所があったか相続開始前10年以内のいずれかのときに国内に住所があった

ただし、下記2の「制限納税義務者」に該当する人は除きます。

2 制限納税義務者

制限納税義務者には居住制限納税義務者と非居住制限納税義務者があります。

■ 図表

相続人 受遺者 被相続人		国内に住所あり		国内に住所なし		
		一時 居住者	日本国籍あり	日本国籍あり		日本国籍なし
				相続開始前 10年以内に 国内に住所あり	相続開始前 10年以内に 国内に住所なし	
国内に住所あり	一時居住被相続人		居住制限 納税義務者		非居住制限納税義務者	A
	相続開始前 10年以内に 国内に住所あり	居住無制限納税義務者		非居住無制限納税義務者 ※3		C
国内に住所なし	外国人		居住制限 納税義務者		非居住制限納税義務者	D
	相続開始前 10年以内に 国内に住所なし					

※3 平成 29 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間に「非居住外国人」から相続等により財産を取得した場合は非居住制限納税義務者（「非居住外国人」とは、平成 29 年 4 月 1 日から相続または遺贈の時まで引き続き相続税法の施行地に住所を有しない者であって日本国籍を有しない者をいう。）

(1)居住制限納税義務者（図表の C 部分）

相続開始のときに日本国内に住所がある一時居住者^{※1}で、被相続人が次のいずれかに該当する人を「居住制限納税義務者」といい、取得した財産のうち国内にある財産だけが相続税の対象となります。

- イ 被相続人は国内に住所があったが、一時居住被相続人^{※2}に該当した
- ロ 被相続人は、相続開始以前 10 年以内に国内に住所がなかった
- ハ 被相続人は国内に住所がなく、外国人であった

(2)非居住制限納税義務者（図表の D 部分）

相続開始のときに国内に住所はないが、次のいずれかに該当する人を「非居住制限納税義務者」といい、取得した財産のうち国内にある財産だけが相続税の対象となります。

- イ 被相続人は国内に住所があったが一時居住被相続人^{※2}に該当した
- ロ 被相続人は相続開始以前 10 年以内のいずれのときにおいても国内に住所がなかった
- ハ 被相続人は国内に住所がなく外国人であった

3 ご質問の場合

ご質問の場合、質問者の方とその弟さんは相続開始のときに国内に住所はありませんでしたが、被相続人が国内に住所があったので、お二人とも「非居住無制限納税義務者」（図表の B 部分）に該当し、相続で取得された財産すべてが相続税の対象となります。

被相続人が相続開始以前 10 年以内に国内に住所がなかった場合などは、弟さんは 10 年以内に国内に住所があったと思われるので非居住無制限納税義務者に該当し、相続で取得した全ての財産が相続税の対象となりますが、質問者の方は 15 年前からイギリスに住んでいらっしゃるの「非居住制限納税義務者」（図表の D 部分）に該当し、相続で取得した財産のうち日本国内にある財産のみが相続税の対象になり、イギリスのご自宅は相続税の対象とはなりません。

※1 一時居住者、※2 一時居住被相続人とは ——

出入国管理及び難民認定法の別表第 1 の在留資格により滞在している人で相続開始前 15 年以内において国内に住所を有した期間の合計が 10 年以下の人をいいます。